

福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 福井県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年規則第五十四号）

改正後			改正前		
別表第二（第九条関係） 一般屋外広告物等許可基準 一 一 略 二 細則 広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。 1 略 2 1に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。			別表第二（第九条関係） 一般屋外広告物等許可基準 一 一 略 二 細則 広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。 1 略 2 1に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。		
表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準	表示または設置の方法	特定制限地域の基準	特定地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 一 略 4 西山公園の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）から展望することができるもの（知事が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。）は、表示または設置をしないこと。	1 一 略	建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 一 略 4 足羽川右岸の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。） 、 足羽山の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。） および西山公園の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）から展望することができるもの（知事が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。）は、表示または設置をしないこと。	1 一 略

(略)		
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	<p>1～3 略</p> <p>4 西山公園の視点場から展望することができるものは、建物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するもの（以下「塔屋等」という。）の壁面に表示または設置をしないこと。</p>	1～3 略

3～5 略

別表第三（第九条関係）

自家用広告物等許可基準

一～二 略

三 細則

- 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。
 - (一) 略
 - (二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	第一種禁止地域の基準	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
------------	------------	------------	------------

(略)		
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	<p>1～3 略</p> <p>4 足羽川右岸の視点場、足羽山の視点場および西山公園の視点場から展望することができるものは、建物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するもの（以下「塔屋等」という。）の壁面に表示または設置をしないこと。</p>	1～3 略

3～5 略

別表第三（第九条関係）

自家用広告物等許可基準

一～二 略

三 細則

- 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。
 - (一) 略
 - (二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	第一種禁止地域の基準	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
------------	------------	------------	------------

<p>建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）</p>	<p>1 ～ 4 略</p>	<p>1 ～ 3 略 4 金ヶ崎城跡の視点場、吉崎御坊跡の視点場および丸岡城天守の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。</p>	<p>1 ～ 3 略</p>
(略)			
<p>建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法</p>	<p>略</p>	<p>1 ～ 3 略 4 金ヶ崎城跡の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）、吉崎御坊跡の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）および丸岡城天守の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）から展望することができるもの（知事が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。）は、表示または設置をしないこと。</p>	<p>1 ～ 3 略</p>

<p>建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）</p>	<p>1 ～ 4 略</p>	<p>1 ～ 3 略 4 養浩館庭園の視点場、金ヶ崎城跡の視点場、吉崎御坊跡の視点場および丸岡城天守の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。</p>	<p>1 ～ 3 略</p>
(略)			
<p>建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法</p>	<p>略</p>	<p>1 ～ 3 略 4 養浩館庭園の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）、金ヶ崎城跡の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）、吉崎御坊跡の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）および丸岡城天守の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）から展望することができるもの（知事が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。）は、表示または設置をしないこと。</p>	<p>1 ～ 3 略</p>

(三) 略

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 略

(二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 3 略 4 西山公園の視点場から展望することができるものは、表示または設置をしないこと。	1 3 略
(略)		
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 3 略 4 西山公園の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。	1 3 略

(三) 略

(三) 略

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 略

(二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 3 略 4 足羽川右岸の視点場、足羽山の視点場および西山公園の視点場から展望することができるものは、表示または設置をしないこと。	1 3 略
(略)		
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 3 略 4 足羽川右岸の視点場、足羽山の視点場および西山公園の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。	1 3 略

(三) 略

別表第四（第九条関係）

案内広告物等許可基準

一 二 略

三 細則

- 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 四 略

- (五) (一)から(四)までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基 準
条例第2条第1項第13号に掲げる地域	<p>1 最短経路接続地点（交通事情その他の事情から最短経路接続地点を基準とすることが適当でないと知事が認める場合は、知事が別に認める地点）から1キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。</p> <p>2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき2個以内であること。</p>
条例第2条第1項第13号に掲げる地域以外の地域	<p>1 案内しようとする事業所等から1キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。</p> <p>2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき2個以内であること。</p>

備考 条例第2条第1項第13号に掲げる地域以外の地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域または田園住居地域である場合は、必要があれば数量を4個以内とすることを妨げない。

(六) 九 略

別表第四（第九条関係）

案内広告物等許可基準

一 二 略

三 細則

- 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 四 略

- (五) (一)から(四)までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基 準
条例第2条第1項第13号に掲げる地域	<p>1 最短経路接続地点から1キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。</p> <p>2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき2個以内であること。</p>
条例第2条第1項第13号に掲げる地域以外の地域	<p>1 案内しようとする事業所等から1キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。</p> <p>2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき2個以内であること。</p>

備考 条例第2条第1項第13号に掲げる地域以外の地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域または田園住居地域である場合は、必要があれば数量を4個以内とすることを妨げない。

(六) 九 略

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一)～(二) 略

(三) (一)および(二)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1～3 略 4 西山公園の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。	1～3 略

(四)～(六) 略

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一)～(二) 略

(三) (一)および(二)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1～3 略 4 足羽川右岸の視点場、足羽山の視点場 および西山公園の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。	1～3 略

(四)～(六) 略